

「メフエントリフルコナゾール農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見・情報の募集に寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	蜂への農薬影響について、以前より細かく確認しているのは進歩ですが、評価に使った資料はすべて申請者の作った非公表の資料です。第三者が作成した資料でないと、ちゃんとした評価ができるわけがありません。 また、この農薬の諸外国での状況について、「登録状況」として国名が列举されていますが、登録されていても実際に使われているのでしょうか？また、使用量はいかほどか、情報をご提示ください。	農薬取締法において、農薬の製造者又は輸入者は、登録の申請に際し、申請書及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を提出しなければならないとしており、蜜蜂への影響に関する試験成績もこの中に含まれています。 提出が求められる農薬の蜜蜂への影響に関する試験成績は、蜜蜂の蜂群への影響評価試験成績を除き、試験成績の信頼性を確保するため、試験施設、その職員及び組織、試験実施の管理体制、内部調査体制及び試験データ等の保管管理について定めた農薬GLP基準に従って行われる試験によるものでなくてはなりません。また、試験の実施に当たっては、国際機関である経済協力開発機構（OECD）のガイドライン、ガイダンス等に沿って実施することとしています。 なお、農薬の蜜蜂への影響評価を行う農薬蜜蜂影響評価部会は、第三者である外部有識者で構成されています。 また、「農薬蜜蜂影響評価書（案）」の「申請に係る情報」においては、評価の際の参考情報として、諸外国での登録の有無について記載しているところです。
	上記の御意見に加えて、以下の御意見がありました。 ・他省庁関連（気象庁、厚生労働省(医療)）について 1 件	